

調査計画

- 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）
産業連関構造調査（栽培きのこ生産業投入調査）
- 2 調査の目的
産業連関表作成に必要な、栽培きのこ生産事業における投入額推計のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲（全国 その他）
 - (2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）
日本標準産業分類の細分類「0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）」のうち、栽培きのこの生産を行った事業所
- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
 - (1) 報告者数
約 80 事業所（母集団の大きさ 約 7,300 事業所）
 - (2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）
産業連関表作成対象年の直近に実施された「農林業センサス」の結果において、きのこの栽培を行った事業所のうち、販売金額の大きい事業所の順に全国の販売金額の約 60%をカバーする事業所を報告者として有意抽出する。
- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 収入内訳
 - イ 経費内訳
 - ウ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
〔集計しない事項の有無〕 無 有
「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ。令和 3 年 7 月 27 日改定）を踏まえ、消費税込と税抜が混在して報告された売上高等のうち消費税抜の売上高等を税込補正して集計するために用いる。

(2) 基準となる期日又は期間

令和7年1月1日から12月31日までの1年間

ただし、上記期間で記入が困難な場合は、令和7年の前年を最も多く含む決算期間

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

農林水産省 — 民間事業者 — 報告者

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査 (□政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール) □調査員調査 □その他 ()

[調査方法の概要]

調査票の配布

農林水産省から調査業務を受託した民間事業者が報告者に対して、郵送により調査票及びオンライン回答用のパスワードを配布する。

調査票の収集

報告者は、郵送された調査票に記入し民間事業者に郵送で回答、若しくは農林水産省ホームページ上に掲載された調査票様式をダウンロードし、民間事業者に対して、電子メールにより回答する。

なお、民間事業者は調査票の配布・回収に併せて、督促及び疑義照会も行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

□1回限り □毎月 □四半期 □1年 □2年 □3年 ■5年 □不定期 □その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 2021年)

原則5年(産業関連表作成対象年の翌年に実施)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和8年8月上旬～9月下旬

8 集計事項

(1) 収入内訳別

金額

(2) 経費内訳別

金額、構成比

(3) 再生資源の発生状況

金額、品目

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat 以外) 印刷物
閲覧)

(3) 公表の期日

令和9年9月

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

調査対象の範囲を画定する際に日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	調査実施年の翌年4月1日 から起算して3年	農林水産省大臣官房統計部 長
調査票の内容を記録した電 磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部 長